

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）の改正について

以下の規定につきまして、2021年10月1日付で改正を行います。

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）

条項	改正後	改正前
第2条	第2条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当組合は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める分別管理に関する規程に従って次のとおりお預りします。 ① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混合</u>して保管（以下「<u>混合</u>保管」といいます。）できるものとします。 ② 前号による<u>混合</u>保管は大券をもって行うことがあります。	第2条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当組合は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める分別管理に関する規程に従って次のとおりお預りします。 ① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混蔵</u>して保管（以下「<u>混蔵</u>保管」といいます。）できるものとします。 ② 前号による<u>混蔵</u>保管は大券をもって行うことがあります。
第3条	第3条（<u>混合</u>保管に関する同意事項） 前条の規定により<u>混合</u>保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと	第3条（<u>混蔵</u>保管に関する同意事項） 前条の規定により<u>混蔵</u>保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと
第7条の2	<u>第7条の2（指定口座の管理）</u> <u>お客様は、第7条の指定口座（その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。</u> <u>2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。</u> <u>3 お客様が前2項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。</u>	<u>（追加）</u>
第13条	第13条（抽選償還） <u>混合</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当組合所定の方法により公正かつ厳正に行います。	第13条（抽選償還） <u>混蔵</u>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当組合所定の方法により公正かつ厳正に行います。

以上